

議案第142号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～4 [略]		1～4 [略]	
5 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（次項及び第7項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]	5 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査（次項及び第7項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]
6 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]	6 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査で、法第7条の3第5項又は第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物を含むもの（次項に規定するものを除く。） (1)～(9) [略]	[略]
7 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の4	[略]	7 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査（当該完了検査に係る計画に法第87条の4	[略]

<p>に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。)</p> <p>(1) 法第87条の4において準用する法第7条の3第5項又は<u>第18条第30項</u>の規定による中間検査合格証（以下この項及び次項において「合格証」という。）の交付を受けた昇降機を含む場合</p> <p>(2) [略]</p>		<p>に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。)</p> <p>(1) 法第87条の4において準用する法第7条の3第5項又は<u>第18条第21項</u>の規定による中間検査合格証（以下この項及び次項において「合格証」という。）の交付を受けた昇降機を含む場合</p> <p>(2) [略]</p>	
<p>8 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は<u>第18条第21項</u>の規定による建築設備に関する完了検査</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	[略]	<p>8 法第87条の4において準用する法第7条第4項又は<u>第18条第17項</u>の規定による建築設備に関する完了検査</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	[略]
<p>9 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は<u>第18条第21項</u>の規定による工作物に関する完了検査</p>	[略]	<p>9 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第4項又は<u>第18条第17項</u>の規定による工作物に関する完了検査</p>	[略]
<p>10 法第7条の3第4項又は<u>第18条第29項</u>の規定による建築物に関する中間検査（次項に規定するものを除く。）</p> <p>(1)～(9) [略]</p>	[略]	<p>10 法第7条の3第4項又は<u>第18条第20項</u>の規定による建築物に関する中間検査（次項に規定するものを除く。）</p> <p>(1)～(9) [略]</p>	[略]
<p>11 法第7条の3第4項又は<u>第18条第29項</u>の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	[略]	<p>11 法第7条の3第4項又は<u>第18条第20項</u>の規定による建築物に関する中間検査（当該中間検査に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるものに限る。）</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	[略]
<p>12 法第87条の4において準用する法第7条の3第4項又は<u>第18条第29項</u>の規定による建築設備の中間検査</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	[略]	<p>12 法第87条の4において準用する法第7条の3第4項又は<u>第18条第20項</u>の規定による建築設備の中間検査</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	[略]
<p>13 法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項又は<u>第18条第29項</u>の規定による工</p>	[略]	<p>13 法第88条第1項において準用する法第7条の3第4項又は<u>第18条第20項</u>の規定による工</p>	[略]

作物の中間検査		作物の中間検査	
14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第38項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]	14 法第7条の6第1項第1号又は第18条第24項第1号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第38項第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]	14の2 法第7条の6第1項第2号（建築主事が認定する場合に限る。）又は第18条第24項第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
14の3～80 [略]		14の3～80 [略]	
備考		備考	
1 [略]		1 [略]	
2 法第7条第4項又は第18条第21項の規定による建築物に関する完了検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]		2 法第7条第4項又は第18条第17項の規定による建築物に関する完了検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]	
3 法第7条の3第4項又は第18条第29項の規定による建築物に関する中間検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]		3 法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定による建築物に関する中間検査を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]	
4～7 [略]		4～7 [略]	

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。